

第25期宝塚市農業委員会

令和6年第10回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年10月20日

(2024年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第10回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)10月21日(月)14時00分～15時00分

2. 場 所 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

上田推進委員、二井推進委員

9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 議案第43号 | 非農地証明願の件 |
| 2 議案第44号 | 農用地利用集積計画決定の件 |
| 3 議案第45号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件 |
| 4 議案第46号 | 農業振興地域整備計画の総合見直しに関する意見の件 |
| 1 報告第44号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 |
| 2 報告第45号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の |

令和6年第10回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年10月21日

開会 午後14時00分

○林会長 第25期の宝塚市農業委員会令和6年第10回の総会を開催させていただきます。上田委員と推進委員の二井委員が欠席でございます。これは事前に聞いております。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第10回総会は成立しております。本日の議事録署名人は8番の古野委員、9番の平塚委員お二人にお願いしたいと思います。

それでは、総会を始めたいと思います。事務局長から諸般の報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移ります。議案第43号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書の1ページを御覧ください。

議案第43号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので御審議願います。令和6年10月21日。宝塚市農業委員会会長林五郎。続きまして、2ページを御覧ください。非農地証明についてです。願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、所在が口谷東(地番)、地目が畑、地積7.58㎡。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期と現況について、平成9年頃より道路の一部として利用されていまして。証明を必要とする理由、現況の土地利用に合わせて登記地目を変更するためです。その他といたしまして、土地の全部事項証明書添付、閉鎖登記簿謄本の添付がございました。位置図につきましては3ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 登記地目は畑となっておりますけれども、役所の判断では課税地目はもう既に公衆用道路という扱いになっております。現況は確認したんですけど、もう完全に道路の一部になっております。特に問題ないかと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進員で、何か本件に対しまして、御意見、御質問はございますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明するものといいたします。

次に、議案第44号 農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書の4ページを御覧ください。議案第44号 農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

議案書の5ページを御覧ください。届出者、貸主が（住所）、（氏名）さん。借主が（住所）、（氏名）さん。届出地が下佐曾利字（地番）、地目が田、地積145㎡。始期が公告日、終期が令和16年7月31日の存続期間が10年間です。利用権の種類は使用貸借権、年間の貸借料は0円となっております。位置図につきましては6ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いいたします。小中委員。

○小中委員 はい。現地調査に行かせてもらいまして、借主の（氏名）さんも見えていたのですが、この土地を適切に管理、活用されるような印象を受けました。問題ないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進員で、本件に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。ないようですので、採決いたします。農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書の7ページを御覧ください。議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願がありましたので、御審議願います。続きまして、8ページを御覧ください。1件目です。相続人、（住所）、（氏名）さん。被相続人、（住所）、（氏名）さん。被相続人の所有面積624㎡。納税猶予農地につきまして、自作地、山本野里（地番）、ほか1筆の合計2筆です。面積が、自作地が624㎡。相続開始年月日が令和6年3月3日です。その他といたしまして、願出地については、山本野里（地番）、畑、611㎡。（地番）、畑13㎡、植木です。全部事項証明書の添付がありました。位置図については9ページを御覧ください。

続きまして2件目です。相続人、（住所）、（氏名）さん。被相続人が（住所）、（氏名）さん。被相続人の所有面積が5,197㎡です。納税猶予農地について、自作地が中筋（地番）、ほか10筆の合計11筆です。面積が自作地5,197㎡です。相続開始年月日が令和6年3月20日となっております。願出地につきまして、中筋（地番）、畑、330㎡。（地番）、畑、89㎡。（地番）、畑、19㎡。（地番）、田、426㎡。（地番）、畑、92㎡。（地番）、田、1,467㎡。（地番）、田、446㎡。（地番）、田、466㎡。（地番）、田、1,618㎡。中筋（地番）、田、122㎡。（地番）、田、122㎡、全て植木となっております。全部事項証明書及び遺産分割協議書の添付がありました。位置図につきましては、10ページ及び11

ページを御確認ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をいただきたいと思います。山本野里（地番）の関係、阪上照一委員。

○阪上照一委員 相続人の（氏名）さんという方に説明をいただきまして、現地で確認させていただきました。野菜を作っておられました。大丈夫だと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。2件目、中筋（地番）の関係、今里委員。

○今里委員 お母さんから相続された土地で、その相続前から営農は（氏名）さんがずっとされておりまして、今回、相続税の納税猶予をされるのは何も問題はないかと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。本件に対しまして、農業委員、推進員で、何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について、証明することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第46号 農業振興地域整備計画の総合見直しに関する意見の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 資料のほう、12ページになります。議案第46号 農業振興地域整備計画の総合見直しに関する意見の件。別紙のとおり、農業委員会に対して宝塚市長から意見を求められたので、御審議願います。令和6年10月21日。宝塚市農業委員会会長林五郎。別紙のほうですけども、別冊となっておりまして本日お配りいたしました。右肩に別紙と書いた資料の前半半分が議案第46号の資料となっております。具体的な変更案について説明させていただく前に、若干補足説明をさせていただきたいと思っております。今日の農業施策につきましてですけども、様々な法律の規定に基づきまして、行政が策定する計画とか目標に基づいて推進されております。こういった計画や目標の策定あるいは策定後の変更にあたって、農業委員会、その他関係機関の意見を聞くことという規定があるものがたくさんあります。今回もその一つになるんですけども、非常に似通った名前の計画がたくさんあって大変ややこしいところで恐縮ですけども、今回につきましては、そこにありますように宝塚農業振興地域整備計画、こちらの変更に当たりまして、委員会の皆様の御意見を聞くという法律の規定に基づきまして議案提案させていただいております。御審議のほどよろしく願います。農業振興地域整備計画ですけども、農業振興地域の整備に関する法律というのがございまして、西谷の方はなじみがあるのかなと思うんですけども、南部の委員方には、逆にあんまり聞き慣れない計画かもしれないんですけども、農業の健全な発展を図るために、必要な条件を備えた農業地域、これをまず一つは保全することと、もう一つ大きな柱として、そこに公共投資、その他農業施策を計画的に推進する。宝塚でいいますと西谷の10集落が、この農業振興地域といわれる地域に含まれております。農地の保全という意味でいきますと、市街化区域における生産緑地と似たような制度になるんですけども、大きな違いはですね、今、申し上げたように、そこに指定された農用地に公金というか公共投資がなされる。土地改良であったり、あるいは中山間等々の補助金が、この農業振興地域に指定された地域に重点的にされるという大きな前提条件となっております。あともう一つは、一旦、農振農用地、こちらに指定されますと、生産緑地などが一定の期間を過ぎれば

解除、地権者さんの意向で解除する道があるんですけども、農振農用地につきましては、よほどの理由がない限り解除をされることはございません。西谷地域で転用が難しいと言われる根底となっている計画になります。本市では、この計画を昭和49年に最初策定いたしまして、以後、何度か改正を繰り返しまして、今回につきましては平成24年以来の総合見直しということで計画案を作成しました。

それでは資料を御覧いただきまして、具体的な変更点について説明させていただきたいと思います。別紙の1ページ、2ページになります。2の①②③とございまして、①が農振農用地区域への編入、新たに追加される農用地。2番が除外、今まで農用地区域とされていたところを今回外すところが②です。③につきましては、農用地のままですけども用途区分が変わるというのを、今回この①②③合わせまして30筆程度ですけども、の変更をさせていただきたいと考えております。まず①編入ですけども、15件ございまして、主には下佐曽利と玉瀬地区になっております。下佐曽利につきましては、他の地区と少し遅れて追加で農振農用地に編入したときの漏れといえますか、そのときに編入できなかった分を今回追加で編入させていただく分となります。それから玉瀬地区につきましては、土地改良事業が終わった中で新たに農振農用地とすべきと判断した農地につきまして、今回追加させていただいております。2番、除外は9件ございまして、こちらにつきましては、まず1番、4番、5番、6番、この4筆につきましては、そもそも農振農用地に指定したのが間違いだったので、今回整理の中で取消しをさせていただくという案件になります。指定した時点で既に実は宅地の一部であったり、本来農業振興のために活用するような農地ではなかったということが、今回の調査で判明したのでということになります。その他、数筆ございしますが、主には公共工事等の道路拡張であったり、公共工事に伴って農地を潰したのがちょっと後追いになりますが、今回整理の中で農振農用地から除外させていただくという案件になります。3番、用途変更ですけども、3件ございます。1つ目は、大原野にございます牛舎が建っておった農業施設用地というところを、廃業されたので農地に戻しますということで施設用地から農地への変更。それから、2番3番につきましては玉瀬地区になります。土地改良事業に伴いまして、土地改良事業の中で農業用施設用地として造成され、計画され造成されて今後そういった活用をしていく農地の2つの案件が上がっております。以上の案件につきまして、今まで従前の計画から追加、削除、変更させていただきたいと考えておりますので、御審議のほうよろしく願いいたします。

○林会長 はい、ありがとうございます。

○事務局 農業委員の同意をいただきますと、約30日間の縦覧期間などを経まして、年内には正式決定をさせていただきたいと思っております。特に今回、対象となる農地の担当をされている委員であったり推進員におかれましては、後日となっても構いませんので、御意見、御質問等あれば事務局までお願いしたいと思っております。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。説明は終わりました。今、木元係長から説明がありましたとおり、これは北部地区のみの動きでございます。農地を動かす、また転用する、また編入する、除外するとか用途変更をするというようなことで、区分的に3つに分けていただいたわけですが、北部地域にあってはこのような動きがあって、今回これに皆さんの御賛同を得れば、これによって整備をしていく、また農家台帳のほうも整備していくということでございます。この関

係につきまして、何か御意見、御質問はございますか。今すぐこれを見てどうのこうのというのはなかなか分かりにくいと思いますので、すぐになかなか意見を出すことが難しいと思いますので、何か御意見のある方については、今週中に農業委員会の事務局に御連絡をお願いしたいと思います。そして、御意見をいただきましたら、私と事務局で取りまとめをさせていただいて、農の魅力創造課に報告させていただくということによろしいでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」という声あり）

○林会長 そしたら、このような手続で進めてまいりたいと思います。続いて、報告事項に移りたいと思います。報告第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の13ページを御覧ください。報告第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告いたします。令和6年（2024年）10月21日。宝塚市農業委員会会長林五郎。では、14ページを御覧ください。届出1件ございます。届出人は、（住所）、（氏名）さん。届出地は三笠町（地番）と（地番）の2筆、両方と地目は田で、地積は上から19㎡と17㎡です。耕作者は一応御本人の（氏名）さんです。今回転用目的といたしまして、自己住宅及び店舗（倉庫）とあるんですが、の用地として現状は使われています。施設の概要といたしましては、宅地の住宅用地の一部でアスファルト敷きになっております。面積は合わせて36㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付と隣接農地はないため同意書の添付はございません。土地の全部事項証明書の添付がありました。始末書の添付とあるんですけれども、もうこちら既に転用が行われておりまして、昭和36年の10月頃に宅地と倉庫を転用される際に一緒に転用してしまったという旨の始末書の添付がございました。位置図につきましては15ページ、土地の構造としては16ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。古野委員。

○古野委員 現地を確認しまして、既にアスファルトがかなり宅地内と一緒に間違いない。特段の問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、この件につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

○小中委員 1点だけ。この方は、先に無断転用をされていたということを自分が言って、それで始末書を書かれたんやね。こういうケースはほかにもあるけど、全部始末書を取ってるわけではないですな。

○事務局 先にもう、うちに届出等される前に転用しとった場合は、始末書は全部いただきます。

○小中委員 全部取ってるんですか。

○事務局 始末書もしくは経緯書といった形で、基本的に最後もう二度としませんって書いていただいています。

○小中委員 だから、非農地証明なんかの案件が出てきますね、ここにね。それも現実是非農

地やということやけども、あんなんも始末書は取っとるんですか。

○事務局 非農地証明の場合は経緯書をいただいていた、始末書はいただけてないです。いつ頃こんなふうになっていましたという形で。どちらかというと、非農地証明は転用してしまいましたというよりも、何で農地になっているのか分からないけど農地でしてみたいなことが多いので、あまり経緯を把握されてなかったり、いつ転用したっていう始末書を書けない場合が非農地証明になってることが多いです。

○小中委員 ケースとしたら一緒やね。

○事務局 一緒です。

○小中委員 許可を取らずにね。

○事務局 はい。それかもう既に、非農地証明のほうであるパターンとしては、転用してしまったっていうよりも、もともと農地であることが間違いだったとか錯誤で農地になってしまったっていう場合もあったりはするんですが、同じような案件が多いんですね。

○林会長 ほかに何かございますか。ないようでしたら、続いて報告第45号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の17ページを御覧ください。報告第45号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。では、18ページを御覧ください。全部で3件ございます。1件目。申請人は、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和3年6月19日～令和6年9月3日。耕作面積は797㎡。今回申請のあった土地は、安倉中(地番)、田、10㎡と、(地番)、田、787㎡の2筆です。合計797㎡で、証明年月日は令和6年9月3日です。位置図につきましては19ページを御覧ください。2件目です。申請人は、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は、令和3年10月22日～令和6年9月19日まで。耕作面積は1,513㎡です。今回申請のあった土地は、山本南(地番)、田、770㎡と、(地番)、田、743㎡の2筆です。合計面積は1,513㎡で、証明年月日は令和6年9月19日です。位置図につきましては20ページを御覧ください。3件目です。申請人は、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は、令和3年9月16日～令和6年9月19日まで。耕作面積は1,865㎡で、納税猶予の申請地は、平井(地番)、田、434㎡と、(地番)、田、266㎡と、(地番)、田、139㎡と、(地番)、田、82㎡と、平井(地番)、田、523㎡と、山本丸橋(地番)、田、421㎡の合計6筆です。面積は合計で1,865㎡。証明年月日は令和6年9月19日です。位置図につきましては、21ページと22ページと23ページ、3枚、3ページになりますが御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問はございますか。続いて報告第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 はい、申し訳ございません。事前にお配りしている議案書はここまでになるんですが、本日、机の上に置かせていただいたこちらの正誤表と別紙を御覧ください。正誤表で該当箇所は日程表とあります。お配りしております議案書のめくっていただいた2ページ目の日程表に、

報告第46号を追加させていただきます。

報告第46号の内容が、お配りしております別紙、先ほど農業振興地域整備計画を見ていただいた別紙のその後のページ、3ページからになります。こちらの報告第46号 農地法5条第1項第6号の規定による届出の決定の件ですけれども、ちょっと見ていただいたら見覚えがあるかもしれません、2か月前の8月総会で隣接農地の同意書がなかったため議案として挙げさせていただいた議案第42号の農地法第5条第1項第6号の届出の御報告になります。一応もう一度、届出地、申請人を読み上げさせていただきます。農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和6年10月21日。農業委員会会長林五郎。では、4ページを御覧ください。届出人、譲受人は、(住所)、(氏名)さん。譲渡人は、(住所)、(氏名)さん。届出地は、小林4丁目(地番)、地目は田、地積は383㎡。転用目的は住宅用地で、土地の造成期間が令和6年11月1日から30日間、建設期間が令和6年12月1日から180日間。施設の概要は木造3階建て1棟で、面積延べ床面積が541㎡、水利組合同意書の添付があって、隣接農地の同意書はまた後で御説明します。取れなかった理由書の添付がありました。令和6年6月21日に生産緑地の解除がなされています。位置図につきましては5ページを、施設の概要につきましては6ページを御覧ください。今回、その他の欄にまた隣接農地の同意書なしというふうに書かせていただいているんですが、今回お二人の委任者である宝ハウスの方に、もう一度、隣接農地の同意書を取れませんかっていうことをお伝えしたところ、何回かチャレンジしてるけどやっぱりもうできないですってということで御回答をいただきまして、もう隣接農地の同意書はなしの形で届出の受理書を出させていただきましたので、そちらの報告になります。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。本件につきましては、前々回ぐらいだったかな、に御審議いただいて、隣接同意をもらえたらもらったらどうやというような案件でございますが、法的に何も違法な行為をされて開発されているわけでもないというようなことで、隣接同意なしというような形の中で進めていくということになりました。その御報告だと思います。この件につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

○平塚委員 すみません。これ私の地区担当にもかかわらず、ちょっと分からないところがあって申し訳ないですけど、教えていただいていいですか。これ譲渡人というのがもともとの地権さんというか(氏名)さんの土地であって、この間あったのはフジ住宅に直接、この関係じゃなくて宝ハウスが一個絡んでなかったかなという気がするんです。それどうやったですかね。

○事務局 (氏名)さんの委任者と(氏名)さんの委任者が(氏名)になってます。

○平塚委員 ほんなら、もうこの中には入ってなくて、それは問題ないわけですね。

○事務局 そうですね。お二人の委任者が(氏名)ということになってます。

○平塚委員 契約上はもうこの2人での契約。

○事務局 はい。この2人でのやり取りで、農地法の届出に関して(氏名)が間に入られてるということになってます。

○平塚委員 そういうことなんですね。分かりました。

○林会長 ほかに何か御質問はございますか。

特にないようでしたら、先ほども申し上げましたが議案4件、報告3件について、もう審議を終了させていただきます。これをもちまして、第10回の総会は閉会させていただき、引き続き協議会に移りたいと思います。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番（会長） 林 五 郎

8 番 古 野 弘 之

9 番 平 塚 茂 樹